

議案第90号

加西市訪問看護事業の設置に関する条例の制定について

加西市訪問看護事業の設置に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年11月30日提出

加西市長 中 川 暢 三

## 加西市訪問看護事業の設置に関する条例

### (設置)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく訪問看護を行うため、訪問看護事業を設置する。

2 訪問看護事業は、病院事業(加西市病院事業の設置等に関する条例(昭和42年加西市条例第9号)第1条に規定する病院事業をいう。以下同じ。)の附帯事業として実施する。

### (事業所の名称及び位置)

第2条 訪問看護事業の事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 市立加西病院訪問看護ステーション
- (2) 位置 加西市北条町横尾1丁目13番地

### (事業の目的)

第3条 訪問看護事業は、疾病又は負傷により継続して療養を受ける状態にある者の居宅における療養生活を支援し、その者の心身の機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

### (利用料の徴収)

第4条 病院事業の管理者(以下「管理者」という。)は、訪問看護事業のサービスの提供を受けた者から、法令に基づき厚生労働大臣が定める額を利用料として徴収する。

2 管理者は、前項の利用料のほか、必要に応じて管理者が別に定める利用料を徴収することができる。

### (利用料の減免)

第5条 管理者は、特に必要であると認めるときは、前条の利用料を減額し、又は免除することができる。

### (その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、訪問看護事業の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(審議資料)

平成23年4月1日から市立加西病院で病院事業と併せ訪問看護事業を実施するため、本条例を制定するもの。

政策等の形成過程説明資料

平成22年12月定例会

議案等の 件名	議案第90号		政策等 の区分	条例	
	加西市訪問看護事業の設置に関する条例			その他( )	
①【政策等を必要とする理由】					
<p>高齢化に向けますます推進される在宅医療方針に対応するとともに、後方連携病院等が脆弱な環境下で市立加西病院における退院調整、亜急性期病床の確保等も図れるよう、病気や障害を持った人が住み慣れた地域・家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し、自立への援助を促し、療養生活を支援する訪問看護サービスを設置する。</p>					
②【検討した他の政策等の内容】					
③【他の自治体の類似する政策との比較】					
④【総合計画における位置づけ】					
基本方向					
基本計画					
○その他の計画(該当する場合にのみ記載)					
計画名称					
策定年度					
計画期間					
⑤【関連する法令及び条例、規則】					
加西市病院事業の設置等に関する条例					
⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 (単位:千円)					
事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源	
20,900			16,800	4,100	
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入					
⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】					
<p>訪問看護事業では、収益はほとんど見込めないが、入院患者のスムーズな退院調整と亜急性期病床の維持又は増加ができる効果として、仮に月5人程度の亜急性期病床移行とその分の新規入院患者で算出すると年間4千万円程度の増収となる。</p>					
⑧【市民参加の状況】 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)					
⑨【政策の効果予測】					
<p>今後見込まれる高齢化と在宅医療の進展に対応し、在宅医療体制の充実と市民、患者のQOLの向上が図れる。また、市立加西病院を中心とした地域ケアの推進と病院経営においても、ターミナルケアをはじめとする医療の向上と効果的な退院調整による経営の向上も図れる。</p>					
担当部局		担当課		添付資料の有無	
市立加西病院		総務課		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	